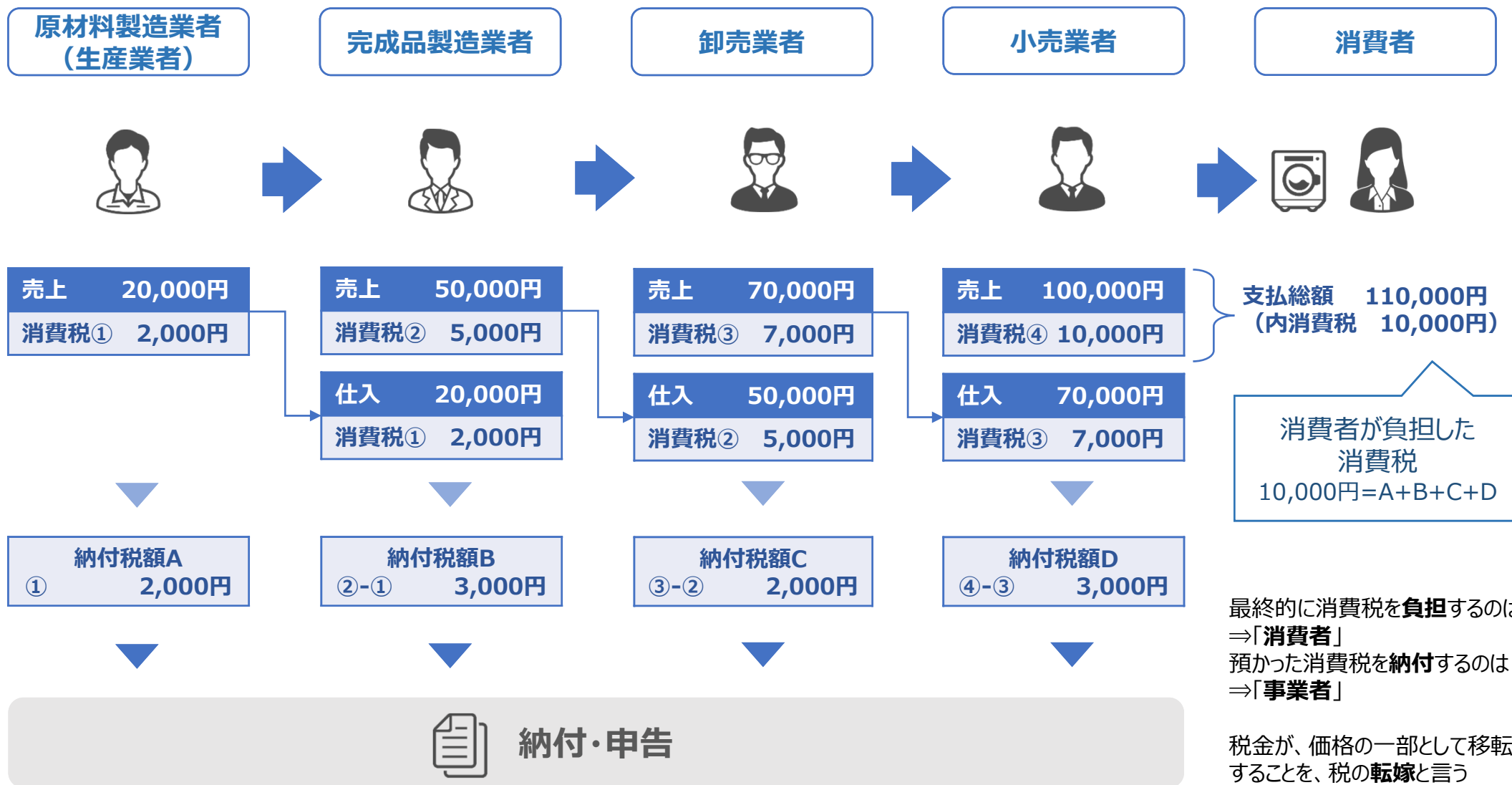


フジケミ東京株式会社
インボイス制度説明資料

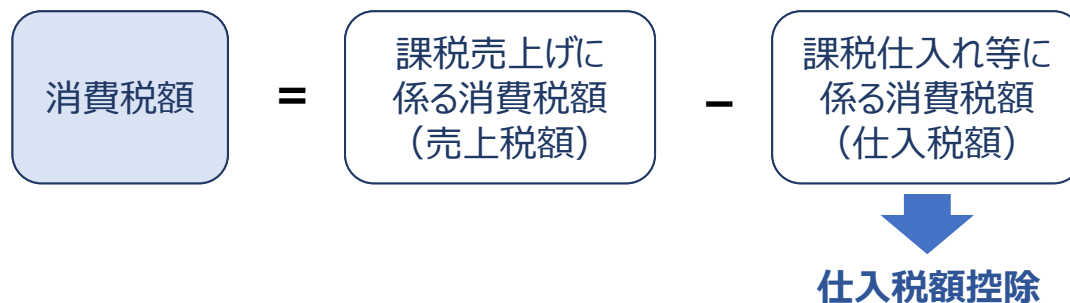
消費税の負担と納付の流れ



消費税額の計算方法

■ 消費税額の計算方法

- ▶ 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「仕入税額控除」という）計算する
- ▶ 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要となる





■ 仕入税額控除の要件

課税仕入れ等に係る消費税額を控除するためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び事実を証する請求書等の両方が保存が必要となる

	区分記載請求書等保存方式	令和5年10月～ 適格請求書等保存方式 (インボイス方式)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	同左
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書等の保存

課税事業者と免税事業者

■ 課税事業者と免税事業者

課税事業者	免税事業者
	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="73 568 448 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度</div> <div data-bbox="465 568 907 683" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">原則として、個人事業者は前々年、法人は前々事業年度</div> </div> <p data-bbox="73 722 1102 871">その課税期間の基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要がある（「課税事業者」という）</p>	<p data-bbox="1158 598 2145 746">基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はない（「免税事業者」という）</p> <p data-bbox="1158 802 2130 842">※免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができる</p>

(参考) 簡易課税制度

- 基準期間の課税売上高が**5,000万円以下**の事業者は、簡易課税制度を選択可
- 簡易課税制度を選択する場合、事前に届出の提出が必要
- 簡易課税制度を選択した場合、納付税額の計算方法は以下のようになる

消費税額

=

課税売上に係る消費税額

-

課税売上に係る消費税額

×

みなし仕入率

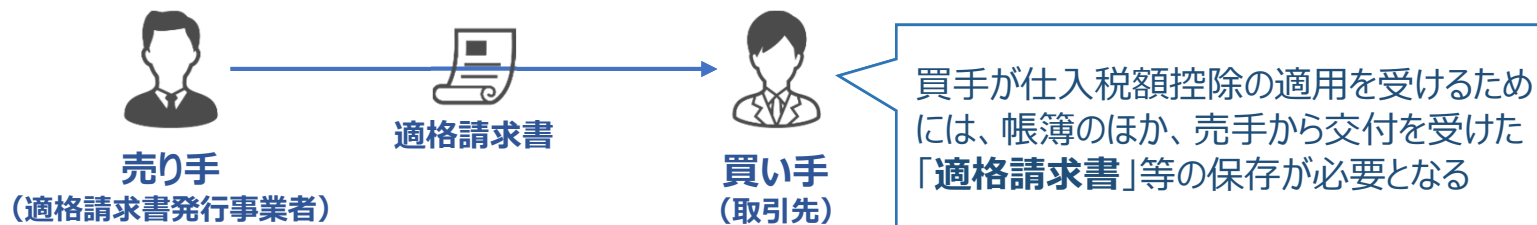
事業区分	該当事業	率
第1種事業	卸売業	90%
第2種事業	小売業	80%
第3種事業	農業・建設業等	70%
第4種事業	それ以外の事業	60%
第5種事業	通信・サービス業	50%
第6種事業	不動産業	40%

※簡易課税制度を選択している場合においては、請求書等の保存は要件としされておらず、帳簿の備え付け、記録及び保存の義務のみが課されている

概要

■ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

➔ 複数税率に対応したものとして令和5年10月1日に導入される、仕入税額控除の方式



■ 適格請求書とは

概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいう
様式	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 様式は法令等で定められていない ➤ 請求書・納品書・領収書・レシート等、その書類の名称は問わない ➤ 手書きの領収書であっても、必要な事項が記載されていれば、適格請求書に該当する
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可 ➤ 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られる ➤ 課税事業者が、登録を受けることができる ➤ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができる ➤ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられている

適格請求書の記載事項

令和元年10月1日
軽減税率制度開始

令和5年10月1日
インボイス制度開始



請求書

〇〇株式会社御中
株式会社△△物産
20××年×月×日

12月分ご請求金額
: 162,000円 (税込)

日付	品名	金額
12月1日	牛乳	590円
12月3日	米	2,980円
12月9日	コピー用紙(A4)	2,980円
:	:	:
合計		162,000円

請求書

〇〇株式会社御中
株式会社△△物産
20××年×月×日

12月分ご請求金額
: 164,000円 (税込)

日付	品名	金額
12月1日	牛乳※①	590円
12月3日	米※①	2,980円
12月9日	コピー用紙(A4)	2,980円
:	:	:
合計		164,000円
10%対象		110,000円
8%対象		54,000円

※軽減税率対象 ①

請求書

〇〇株式会社御中
株式会社△△物産
20××年×月×日

12月分ご請求金額
: 164,000円 (税込)

日付	品名	金額
12月1日	牛乳※	590円
12月3日	米※	2,980円
12月9日	コピー用紙(A4)	2,980円
:	:	:
合計		164,000円
10%対象	100,000円	消費税10,000円
8%対象	50,000円	消費税 4,000円

※軽減税率対象 ①
② 登録番号 T*****

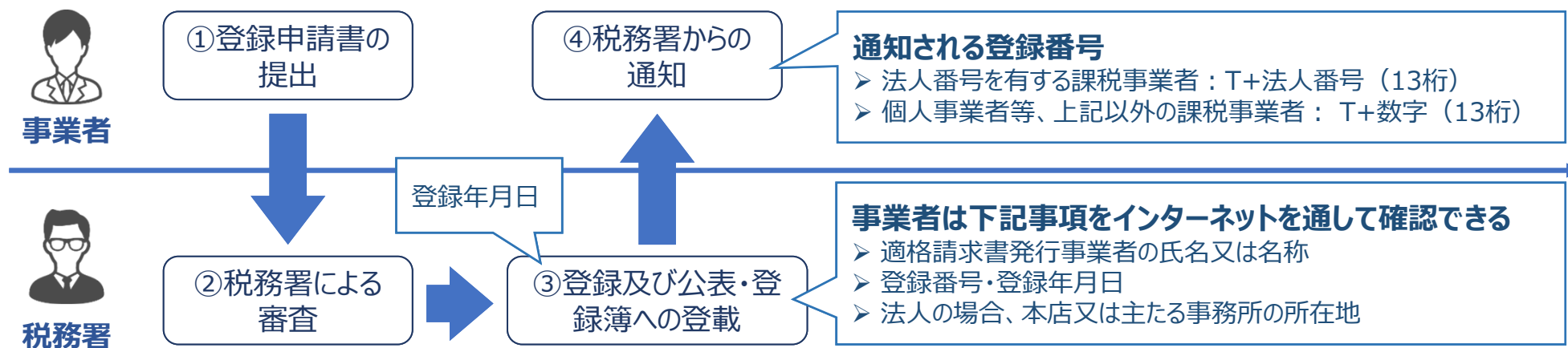
- ① 軽減対象資産の譲渡等である旨の記載
- ② 税率ごとに合計した対価の額

- ① 税率ごとの消費税額及び適用税率
- ② 事業者登録番号

適格請求書発行事業者の登録申請

■ 概要

- 適格請求書等を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られる
- 適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し登録を受ける
- 課税事業者であっても登録しなければ適格請求書は発行できない



■ 登録申請のスケジュール

